

令和3年12月6日開催

第18回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時24分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、本日、出席予定されている方、皆さんおそろいでございますので、それでは、第18回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

会長、よろしくお祈いします。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。今、先ほど3時頃から雨が降るという、そんな話もしていたのですけれども、今日は日が出ないから寒いですよ。出かける前にちょっと温度計を見たら6度ぐらいだった。やっぱりこういう時期は太陽が恋しいと思った次第です。

ところで、こう寒いと施設栽培なんか暖房費がかさむと思います。先日、JAのトマト共選所ですか、あそこの稼働式がありまして、出席したのですけれども、生産部会長から今年は暖房費がかかるので大変ですと。その割りに値段があまりよくないということで、話をされていましたが。また、食文化も変わってきて米が余ってどうしようもない。また、牛乳も消費が少なくなったということで、なかなかそういう農業関係、いろいろな問題が山積しております。そういう中で、自給率は37。そんな実感は全然ないですね。これだけ物が、食料があふれていて、無駄に捨てていると、日本はそんな話ですけれども。やっぱりきちんとした保護政策を取ってもらわないと、これから幾ら耕作放棄地を減らせ、減らせといっても、なかなか前に進まない、それが現状だと思います。

今日は、18回の農業委員会総会ということでお世話になるわけですけれども、また、委員の皆様には23日の、資料が配られていると思うのですけれども、除外の調整協議会ですか、23日にあります。ご足労をまた願うわけですけれども、またよろしくお祈いを申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお祈い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。よろしくお祈いします。

○会長 それでは、ただいまから第18回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号4番、青木好記委員並びに9番、信澤健治委員、そして、もう一人、16番、飯塚大輔委員の3名が欠席との連絡がございました。ということで、今回、出席委員は22名ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立をいたします。

以上、諸般の報告を終わりました、続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

それでは、皆様に議事録署名委員を指名してよいか、まず初めにお聞きいたします。よろしいで

しょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号10番、中沢幸子委員及び17番、加藤精一委員の両名を指名いたします。

また、書記は、事務局の小暮主査を任命いたします。

それでは、これより議事に入りますけれども、毎回申し上げているのですけれども、携帯の音、鳴らないようにくれぐれも注意して、もう一度確認してください。お願いします。

それでは、これより議事に入ります。

まず、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願いたいいたします。

それでは、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、令和2年4月6日許可、高農委指令第12号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画が変更になったためとのこととでございます。

2番から4番までは関連案件でございまして、一括して説明させていただきます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は賃貸借でございまして、令和2年4月6日許可、高農委指令第22号でございました。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画が変更になったためとのこととでございます。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第3条許可、契約の内容は地上権の設定でございまして、令和2年5月22日許可、高農委指令第59号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画が変更になったためとのこととでございます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は賃貸借、転用の目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和2年5月22日許可、高農委指令第1124号でございました。こちら一時転用の案件でございまして、令和2年5月22日から令和12年5月21日までの10年間でございます。取消しを願い出る理由につきましては、事業計画が変更になったためとのこととでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては4件でございます。ご審議のほどよろしく願いたいいたします。

○会長 許可取消願の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等お受けいたします。

これといって異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅用地でございまして、平成5年11月22日許可、群馬県指令西農第2140号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書26ページ、議案第5号ナンバー31が関連案件として提出されております。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第4条許可、転用の目的は一般住宅用地でございまして、平成12年7月17日許可、群馬県指令西農第793号でございました。変更の理由につきましては、当初計画者の死亡により住宅を建てる計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請、議案書30ページ、議案第5号ナンバー48が関連案件として提出されております。

3番 当初許可の内容は、農地法第4条許可、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、令和3年3月22日許可、高農委指令第1727号でございました。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年3月22日から令和6年3月21日までの3年間とでございます。変更の理由につきましては、法人を設立し事業を承継するためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請とでございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、令和3年12月22日から令和6年3月21日までの2年3か月の一時転用の申請とでございます。また、こちらの案件につきましては、計画変更後の4条許可申請が提出されてございまして、議案書17ページ、議案第4号ナンバー7が関連案件とでございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は3件とでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。異議ございませんか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することといたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

また、ナンバー1からナンバー3については、新規就農案件となっております。また、ナンバー1からナンバー3については関連する案件とこれもなっておりますので、一括して審議を行いたいと思います。

それでは、事務局、ナンバー1からナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番から3番は譲受人が同一の関連案件であるため、一括して説明させていただきます。

1番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて畜産を開始したいという申請でございます。

2番 契約の内容以降は、さきの1番と同様でございます。

3番 契約の内容以降は、さきの1番と同様でございます。

それでは、詳細な営農計画については、振興担当から説明させていただきます。

○事務局 それでは、事前にお配りさせていただきました高崎市農業委員会新規就農リスト、こちらを御覧いただきたいと思います。リストのナンバー1、既に養畜自体は開始しているところですが、このたび営農の適地を見つけ、正式に手続をして開始したいという申請になります。営農類型は、羊の養畜、農地約56アールを借り受け、就農する予定でございます。

申請人につきましては、令和3年10月19日に就農相談会を実施いたしまして、農業委員会からは飯塚大輔農業委員、森山明推進委員、島方当己夫推進委員が出席し、申請人から提出された営農計画書を基に質疑応答等を行い、継続的に営農を行えるかなどの確認を行いました。

1枚おめくりいただきまして、1ページを御覧ください。

1の就農の動機でございますが、申請人は畜産が盛んな群馬県においても羊専業農家は存在しないことから、自らが群馬県を代表する羊専業農家となり、羊肉生産を新たな畜産文化として定着させたいと考え、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想でございますが、初年度は約56アールの土地を借り受け、その中で畜舎等を建設し、記載のとおり合計39頭の飼養を行う予定でございます。また、将来的には段階を経

て、令和7年には55頭を生産目標としております。販路については、申請者本人が飲食店を営んでおり、生産した羊肉を取り扱うことはもちろんのこと、既に行っているスーパーへの出荷も継続していく予定と伺っております。

3の職歴及び農業経験でございますが、まず4年前、ヤギ飼育者の下で、餌やりや畜舎のふん尿等を搬出する作業、それから種つけや分娩などを週2日のペースで2年間研修をしました。さらに、その後、2年前より羊の成体を導入し、渋川市にあるグリーン牧場の当時の羊責任者の指導の下、さらなる専門的な技術習得に努めてきました。

1枚おめくりいただいて、2ページを御覧ください。こちらが詳細な営農計画書になります。約56アールの農地を借り受け、初年度は5頭から段階的に生産頭数を増やし、5年後には55頭を生産できるように養畜を行いたいということです。

農作業に必要な施設についてですが、申請地に6メートル×15メートルのビニールハウス製の簡易畜舎を2棟、3メートル×3メートルの単管パイプで作られた物置を1棟、2.5メートル×4メートルの休憩所を1棟、合計面積199平方メートル規模の施設を設置する予定となっております。なお、こちらの施設の設置に向けて、農業振興地域の整備に関する法律に基づく用途変更の申出書が令和3年11月5日付けで農林課へ提出されております。

また、養畜に使用する機械はなく、堆肥出しもスコップで行うなど、基本的には手作業で行うこととなる予定であると伺っております。

営農計画書の説明は以上でございます。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きますして、本来でしたら就農相談会に出席された飯塚大輔委員から報告していただくところでしたが、本日欠席ということですので、改めて事務局からまた代読で報告をお願いしたいと思います。

○事務局 飯塚大輔委員に代わりまして、代読させていただきます。

議席番号16番、飯塚です。農地法第3条許可申請、審議ナンバー1から3について、過日行われました就農相談会での内容についてご報告いたします。なお、当日は申請者に対し、農林課、箕郷支所産業課、群馬県西部農業事務所とともに以下のとおり聞き取りを行いました。

質問1 羊で養畜業に参入したいと考えた経緯を教えてください。

回答 4年前にヤギの飼育をしている方のところに通い、週2日ほど飼育について教えていただいたことがきっかけです。その後、自分で責任を持って飼育したいと思い、2年前に羊の成体を3頭購入し、自宅で飼育を始めました。もう少し数を増やしたいと考え、口約束で農地を借りて養畜

していましたが、このたび適地が見つかり、正式に申請して借り受け、営農を開始したいと考えました。

質問2 飼料はどちらから購入していますか。また、今後どうされますか。

回答 現在は、農協から全量を購入しています。今後は、農業法人に業務委託し、作ってもらった飼料を供給してもらう予定です。また、今回借り受ける農地の一部で飼料用のトウモロコシの栽培も行いたいと考えています。

質問3 申請地の利用計画を教えてください。

回答 別紙の位置図を御覧いただき、まず①は飼料用トウモロコシの生産、②は羊の運動場として利用します。そして、③は傾斜地で段々畑のようになっているため、その地形を利用してビニールハウス製の畜舎を2棟、単管パイプ製簡易物置を1棟、くみ取り式のトイレなどを備えた休憩所を1棟設置する予定です。

質問4 羊の養畜業を行う上では、万が一に備えて埋却地が必要となりますが、用意はありますか。

回答 家畜伝染病予防法上、埋却地の確保が義務であることは認識しています。別紙の位置図の①を有事が起きた際の埋却地として利用することで所有者より許可を得ています。

質問5 5年後に向けて農地の規模拡大は考えていますか。

回答 現在のところ考えていません。群馬県で、今回のような規模で養畜業が成り立つことを証明したいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

また、事務局の説明にあったとおり、営農計画については適切であると考えられ、就農後も継続的に農業を行っていただけると考えられますことをご報告させていただきます。

以上です。

○会長 ただいま事務局より聞き取りの報告をしていただきました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けしたいと思います。

この聞き取りのところで、口約束で農地を借りてやっていたということで、それで、ちょっと問題があるということで、今回きちんとした申請を行ったわけでございます。

それで、この人はお店を持っていると言ったっけ。

○事務局 はい、飲食店を経営しております。

○会長 今回、群馬県で初めて羊の飼育をするということなのだけれども、そういうお店を持って販売等をするから成り立つのか。それとも、そういうレストランだとか、そういうのがなくて、ただ羊の肉を出荷するということだったら、果たしてこういう羊の飼育は成り立つのか。そこまで細かいことは聞いていないかな。

○事務局 金額までは、聞き取ってはいないのですが、全量をお店で販売しているわけではなくて、

スーパー等にも卸していると聞いております。現在も販売をしていて好評を得ているという話は伺っております。

○会長 今回、そういうので群馬県で初めて。これからこういう人が出てくるかどうか分からないけれども。

皆さんのほうから、どうですか。異議がなければ許可いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 保留でお願いいたします。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和7年1月21日」から「令和5年1月21日」に訂正をお願いいたします。こちらは、先日の南部の事前協議にて営農の指導を受け、改善も見られてはいるが、収量が45キログラム程度であることから、今回につきましても、3年更新ではなく1年更新で、また来年の営農状況を見て今後の更新の判断をしたらどうかというご意見をいただきましたので、それを受け、申請人にその旨を伝えましたところ、転用期間を1年に訂正し、審議していただきたいとの回答をいただきましたので、期間を変更させていただくことになりました。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和4年1月22日から令和5年1月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書19ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件でございます。なお、事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、こちらでご説明させていただきます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、後継者として申請地を母より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

12番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて農地への進入路を拡幅したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、経営移譲を受け以前より耕作している申請地を父より譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯の申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

15番、16番は、関連案件のため一括して説明させていただきます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます。設定期間につきましては、令和3年12月25日から令和6年12月24日までの3年間でございます。

また、ナンバー15、16の関連案件といたしまして、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されており、議案書27ページ、議案第5号ナンバー34が関連案件でございます。

17番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

18番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件は、保留1件を除く14件でございます。なお、この14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまの3条の説明がございました。この中で、事務局の説明にあったとおり、4番が保留ということになっております。また、このナンバー6は、また、先ほどちょっと事務局のほうで本人にその旨伝えたというお話がございましたけれども、先日の事前協議でいろいろ意見が出ましたので、それを参考にしまして5条のほうで決定したいと思います。

それでは、皆さんから質疑をお受けいたします。

どうでしょうか、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することといたします。

続きまして、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

また、議案第5号ナンバー2が関連案件となっておりますので、一括して審議いたします。

それでは、事務局、ナンバー1及び議案第5号ナンバー2の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

これからご説明いたしますナンバー1と関連案件である議案書19ページ、議案第5号ナンバー2の営農型太陽光発電設備の案件につきましては、太陽光事業者及び営農者が同一のため一括してご説明させていただきます。

1番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年12月22日から令和6年12月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、議案書19ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件でございます。

続きまして、議案書19ページ、ナンバー2を御覧ください。

議案第5号 2番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年12月22日から令和6年12月21日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきの議案書16ページ、議案第4号ナンバー1が関連案件でございます。

それでは、別添の農地法第4条、5条許可申請ナンバー1、ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央のピンク色と黒色で縁取られている箇所が申請地でございます。高崎市立上室田小学校から北西に約600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧ください。図面の赤く縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周辺は、農振農用地が広がっている地域でございます。申請地も農振農用地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧ください。図面の赤く縁取られている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては、畑と公衆用道路でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。横向きを開いて御覧ください。架台支柱128本、パネルの枚数386枚、こちらを9列配置する計画でございます。パネルを設置した周辺をフェンスにて囲う計画と伺っております。

なお、図面を御覧いただきますと、「東京電力鉄塔建設予定地」と記載がございますが、今回の計画は新設の鉄塔工事を考慮し、鉄塔建設予定地の部分には太陽光パネルを設置せず、作物の作付も行わないと伺っております。

1枚おめくりください。5枚目から、続く7枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は3メートル、最高地上高は3.8メートル、支柱と支柱の間隔は3メートルとなっております。

7枚目をおめくりいただきまして、8枚目以降が営農計画書でございます。営農計画書につきましては、4条と5条のものがそれぞれ資料に添付されておりますが、農地の面積以外の内容は同様のため、一部省略してご説明させていただきます。

営農型発電設備の下部の農地面積415.4平米でアキタフキを栽培する計画でございます。また、営農型発電設備の下部の農地と一体で申請地全体にアキタフキを作付する計画と伺っております。

次に、3年間の一時転用許可中は一貫してアキタフキを栽培する計画でございます。

1枚おめくりください。営農に必要な農作業の期間でございますが、4月から5月にかけて植付けを行い、その後は適宜、追肥や除草を行う計画でございます。収穫につきましては10月頃を予定しております。3年目以降につきましては、同じ計画となっております。

続きまして、利用する農業機械につきましては、所有しているトラクター、コンバイン及び耕運機を使用すると伺っております。

次に、農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴2年、作付するアキタフキの経験についても2年でございます。

1枚おめくりください。生育に適した日照量の確保につきましては、アキタフキは半陰性植物であるため栽培は可能とのことでございます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高は3メートル、最高地上高は3.8メートル、間隔3メートルでございます。作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収が10アール当たりで2,800キログラムに対し、単収見込みは2,240キログラムとなり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、群馬県西部農業事務所の統計資料でございます。

次のページ以降が関連案件である5条の営農計画書でございますので、こちらは参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ただいまナンバー1、また議案第5号のナンバー2までの説明をしていただきました。

それでは、続きまして、調査班長の報告といたします。今回は第1班です。ということで、調査班長の加藤精一委員から報告をお願いいたします。

○17番加藤委員 調査報告書1ページになります。事前調査報告、第1班班長、加藤精一。農地法第4条、5条許可申請、審議ナンバー1、ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と従業員及び地元の農家の計3名の出席でした。

質問1 太陽光パネル下部の農地以外の部分にも何か作付をするのですか。

回答 太陽光パネルの下部と同様にアキタフキを作付します。

質問2 高崎市でシェアリングの申請をされたことはありますか。

回答 今回が初めての申請です。栽培経験があるアキタフキを軸に事業を進めていきたいと思い、このたび申請いたしました。

質問3 アキタフキ以外に栽培経験がある作物はありますか。

回答 ホウレンソウを栽培した経験があります。ホウレンソウは日照量が十分でないため、シェアリングは断念いたしました。今後は、アキタフキ以外にも太陽光パネルの下部で栽培が可能なものがあれば挑戦していくとともに、現在、認定農業者の手続も行っている最中で農業経営の目標を設定し、その目標達成に向けて行動していきたいと考えています。

質問4 営農については従業員の方がされているのですか。また、本店から通いで耕作をされるのですか。

回答 農業経験がある従業員を中心に営農しています。また、太田市と十文字町に営業所があるため、そちらから通いで耕作をしています。今後の事業拡大も視野に入れ、耕作地の近くに拠点となる宿舍の購入を検討しています。

以上のような質疑応答がありました。

なお、北部事前協議のときに、飯野委員より、最後の回答の十文字に営業所ということが出ています。この件について確認をされましたので、確認内容を事務局より説明をお願いします。

○事務局 事務局です。先週の事前協議の際、飯野委員、十文字、宮沢の地元農業委員さんとして指摘がございました。十文字町内に、営業所があるのかどうかというところでご質問、ご指摘いただき、事務局のほうでその件を聞き取りいたしました。その結果、調査報告のほうには営業所という記載なのですが、実際は、農業経験がある従業員の自宅が十文字町内にあって、そのことを営業所と言っていた。ちょっと太田市のほうは倉庫だったり、資材置場といった何か物資を管理する場所があるのですが、そこと混同しているような表記になっておりました。営業所というのはあくまでも太田市内のことで、この十文字町というのは農業経験がある従業員の自宅ということでご了承、ご理解いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長 いいのですか。今報告がございました。それでは、4条の1及び5条のナンバー2、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

従業員の自宅が営業所になってしまったということですね。だから、これは営業所ではないです。

○14番塚越委員 自宅ですよ。

○会長 そうということ。アキタフキということで、大分フキノトウ、フキノトウが結構いい値段になるということで、そんな話もしておりました。

どうですか。ご質問等なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 自宅敷地に隣接する申請地を駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 申請地に農家レストラン兼農産物販売所を建築したいという農業用施設の申請でございます。

4番 入居の需要が見込まれる申請地に共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、同一事業地の申請といたしまして、議案書26ページ、議案第5号ナンバー29が関連案件として提出されております。

6番 営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は、令和4年1月22日から令和7年1月21日までの3年間でございます。

7番 法人の構成員から事業を承継し引き続き売電したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月22日から令和6年3月21日までの2年3か月間でございます。また、こちらの案件につきましては、さきにご審議いただきました議案書7ページ、議案第2号ナンバー3の計画変更申請が関連案件でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件につきましては6件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいま4条の一括説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

このナンバー3の南部の案件ですね、今、北部の方ちょっと知らないので説明しますけれども、農家レストラン、申請者の娘さんがレストランのほうはするというお話がございました。

あと、7番、アキタフキ。これも、アキタフキ、最近、アキタフキが人気なのか、大分作る方が増えてきました。

皆さんから質疑をお受けいたします。

異議がなければ許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3については事前調査案件となっております。

それでは、まず初めにナンバー1を事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 説明の前に、こちらについても、先ほどの3条のところで説明させていただきましたとおり、議案書の訂正をお願いいたします。申請の理由欄、一時転用の設定期間の満了日を「令和7年1月21日」から「令和5年1月21日」に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

契約内容は賃貸借、営農型発電の一時転用期間が満了するため更新したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用の申請でございます。転用期間が定められております。令和4年1月22日から令和5年1月21日までの1年間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書10ページ、ナンバー6が関連案件でございます。なお、こちらの5条許可申請の審議は、関連案件であります地上権設定の3条申請と併せてご審議いただけたらと思います。その結果につきまして、どちらか一方のみ許可ということはございませんので、よろしくをお願いいたします。

譲受法人は、太陽光発電システム事業、農業経営を行う県外の法人でございます。市内では本申請地のみですが、前橋市でも同様の営農型の太陽光発電事業を行っております。そちらではアシタバを作付をしておりますが、そちらも合わせますと約5反の経営農地がございます。

本申請地は、昨年3回目の更新申請の許可を受けましたが、栽培しているキウイフルーツの生育

状況が芳しくなったことから、1年後の営農状況を見て、今後の更新の判断をしたらどうかということで1年間での許可を受け、今回、更新申請の時期となりました。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面を横にして御覧いただきたいと思っております。図面中央でございます下のほうの丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。上のほうの丸で囲まれた高崎市立北部小学校から南に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございます。図面左側の斜線の箇所が申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農地が混在している地域であります。今回の申請地につきましては、農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左上にして御覧ください。図面中央でございます865—1の畑1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北と西が公衆用道路、東側が宅地、南が畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキス留めされている箇所を左下にして御覧ください。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが既に設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.31平米が今回の一時転用の対象でございます。計画発電量は47キロワットでございます。また、太陽光パネル下の農地には図面では16本となっておりますが、実際にはキウイフルーツの木が27本植えられております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの平面図、6枚目が太陽光パネルの立面図になっております。営農型発電用のパネルになりますので、最低地上高は2.5メートルで、このタイプの太陽光パネルが約5.5メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きキウイフルーツでございます。

次のページを御覧いただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。記載のありますとおり、4月の芽かきから始まり、人工受粉、追肥、摘果等を行いまして、11月に収穫を行う計画です。次年度以降につきましても、同様に行う予定です。

次の利用する農業機械ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては6年、そのうち本申請地に作付しておりますキウイフルーツにつきましては5年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、キウイフルーツは生育日照時間が3から4時間の確保で生育するため、本申請地に設置されている太陽光パネルの遮光率を勘案しても、パネル下での栽培に支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が2.5メートル、最高地上高が3.5メートル、間隔も5.5メートル

であることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書の下部に記載のとおりでございますが、こちらは農林水産省の統計資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございますが、今年度に関しては約450個ほど収穫できたとのことで伺っております。

1枚おめくりいただきまして、最後のページが現地の写真でございます。こちらは、今年のキウイフルーツの成長を記録した写真とのことでございまして、現在は少し状況が異なっております。こちらは、参考までに御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査報告になります。

それでは、加藤班長、報告をお願いします。

○17番加藤委員 報告書は2ページになります。農地法第5条許可申請、審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は下部の農地を営農する法人の担当者1名の出席でした。

質問1 前橋市ではアシタバで営農型を行っているとのことですが、今年の収量はどのくらい取れましたか。

回答 アシタバは順調に生育しておりますが、加工した青汁の売れ行きが悪く、在庫が多く残ってしまっているため、収穫を調整しています。青汁だけではアシタバが余ってしまうので、新たにペット用のフードを試作しています。そちらも販売していこうと考えています。

質問2 今年はキウイフルーツが450個ほど収穫できたとのことですが、どのように販売していく予定ですか。

回答 出荷するほどの数ではないため、リンゴで追熟した後、仕事関係のお客様に配ろうと考えています。また、来年度以降は、さらに収量が増えることを見越し、キウイフルーツを加工した商品の試作品を作りたいと考えています。

質問3 現地を見ましたが、まだまだ木や枝が細いように思います。肥料は何を与えていますか。

回答 肥料は油かすを与えました。また、下草を刈った後に、そのままにしておくのと肥料になると教えていただいたので、そのようにしました。

質問4 油かすは単価が高いので、肥料としては鶏糞が安価でお勧めです。来年は、今年の10倍取れるように頑張ってください。

回答 はい。分かりました。今後ご指導よろしく願いいたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。また、皆さんから質疑をお受けいたします。

そこで、この間、南部の事前協議がありまして、委員さんからいろいろな意見が出たわけです。先ほど事務局から申請の理由欄のところ、令和4年1月22日から令和7年1月21日までを、令和5年の1月21日にしてください。今説明がございましたけれども、ここで、この総会で最終的に決定するというので、1年か。2年ではないのですよね。

○事務局 なくは……

○会長 なくはないのか。

○事務局 はい。

○会長 この間、そんなようなことがちょっと。1年か3年だと思ったら、2年というのもいいわけね。

○事務局 そうですね。3年以内ですか。

○会長 3年以内ね。

○事務局 はい。

○会長 そうだね。

そういうことで、意見の中で、こういう意見が出たのです。これは、國峯推進委員さんかな。何で、まだそんなつるが小さいのに実をならしたのだと。実をならさないで、つるを育てることを考えたらどうですか、そういう意見が出た。そうか、そういう意見もあるな、そういう考えもあるのだな。見方を、今後このような事例が出てきたら、そういうことも考えてしていけないのかな。ただ、ただ収穫量8割、8割、そんなことが頭にこびりついていたので、そういうことをあまり自覚、思っていなかったのだけれども、早くつるを大きくしたほうがいいのではないですかと、そんな意見も出ました。参考までに。いい意見も出たなど、私もちょっと感心したのですけれども。

そういうことで。ちょっと地がやせているのですよ、これね。それで、ちょっと日射量も少ないということで。どうですか、1年、2年、3年という判断もあるのですけれども、誰か意見を言ってもらえ……

○5番寺崎委員 はい。

○会長 お願いします。

○5番寺崎委員 5番、寺崎です。去年と今年と、たまたま同じ班で1班が同じ現場を見させていただきました。大分、木は少し太くなったかなという感じはしました。去年は、収穫はほとんどなかったかなと思ったのですけれども、今年は450個ということですが、年を重ねるごとに木も太くなり、いろいろ勉強して収量も増えてくると思います。今後に期待したいとは思いますが、申請人からも1年でということですので、今回も1年でまた様子を見たらどうかと思いますけれども、よろしくをお願いします。

以上です。

○会長 今そのような意見が出たのですけれども、寺崎委員からそういう意見が出ましたけれども、どうでしょう。1年にして、また様子を見たらどうだということの意見が出ましたけれども、それでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、1年の許可ということで許可相当といたします。

続きまして、ナンバー2ですけれども、さきの議案第4号のナンバー1と一括で先ほど審議いたしました。そこで許可相当ということで決定いたしましたので、事務局から何かしらあれば、どうですか、事務局のほうから何か補足するようなところはありますか。

○事務局 先ほど4条のところでご審議をいただいておりますので、こちらは特にございません。

○会長 ないね。

○事務局 はい。お願いいたします。

○会長 はい、分かりました。

それでは、続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。宅地1,068.6平米と一体利用の計画でございます。

それでは、別添農地法第5条許可申請ナンバー3審議資料を御覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は、図面中央付近に黒く網がけされた箇所でございます。高崎市立宮沢小学校から南に約160メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。申請地は、図面の中央の塗り潰された箇所でございます。申請地の南側に農地がございますが、周囲を宅地に囲まれた土地となっております。生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホッチキス留めされている箇所を右上にして御覧ください。申請地に隣接する土地につきましては、北側と東側が公衆用道路、西側が畑と宅地、南側が宅地に隣接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図でございます。資料を見開いて御覧ください。申請地全体を整地し、なだらかな斜面にした後、太陽光パネルを設置する計画となっております。パネルの枚数は1,132枚、契約発電量は379.2キロワットでございます。

雨水処理につきましては、申請地西側から南側にかけて素掘りの側溝を設け、雨水浸透池に集水し、浸透する計画となっております。

また、安全対策といたしまして事業池の境に高さ1.2メートルのフェンスを設置する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページ以降が架台の立面図でございます。ホッチキス留めさ

れた箇所を右上にして御覧ください。パネルの高さは、最低地上高が約0.8メートル、最高地上高、約2.2メートルとなっております。

なお、開発指導課の事前協議につきましては、ただいま協議中でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 続いて、調査班長、報告をお願いします。

○17番加藤委員 報告書3ページになります。農地法第5条許可申請、審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の計2名の出席でした。

質問1 現地には大きな樫の木が残っていましたが、残したまま太陽光パネルを設置するのですか。

回答 別の事業者から譲ってほしいという話があったので、伐採して譲渡する予定です。

質問2 太陽光パネル設置後の雑草の管理はどのようにするのですか。

回答 除草シートを敷き、雑草が繁茂しないようにいたします。

質問3 雨水の対策はされていますか。

回答 止水盛土と素掘りの側溝を用いて雨水を誘導し、貯水池にて浸透処理する計画です。なお、貯水池については、想定以上の雨水が流れ込んできても問題がないように余裕を持って設計をしています。

質問4 素掘りの側溝は土砂等で埋まってしまうことはないですか。

回答 埋まってしまうおそれはありますが、定期的に側溝を掘り直して雨水の誘導が問題なくできるようにいたします。また、貯水池にたまってしまう土砂についても定期的に除去いたします。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

ここは、すぐには写真がないからちょっと分からないのだけれども、かなりの傾斜になってまして、1本樫の木がありました。こういう太い樫の木が。なかなか、これだけ太い樫の木はないということで、欲しい人がいるということで、そっちのほうへ譲るということでしたけれども。これは、浸透池が300立方ということなので、どうなのかな、300立方で大雨が降ったとき、そこで。浸透もするということなので大丈夫ですかね。全部溜まってしまうというあれではなくて、これで見込むので。そういう心配がなければ。それで、防草シートを敷くのだね、これね。

○17番加藤委員 そうですね。

○会長 そうだね。はい。

どうですか、皆さんからこれとって、質問等なければ許可相当といたしますけれども、これが

3,915平米ということで3,000平米を超えるということなので、これは農業委員会ネットワークに意見聴取するのですけれども、許可相当として意見聴取しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、許可相当といたします。

それでは、ここでちょっと一休憩入れて、また後半のほう移りたいと思います。よろしく願いいたします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、これから、また続きを始めたいと思います。

それでは、これからは一括審議に入ります。ということで、一括説明を事務局お願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、事業拡大に伴い車両置場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天車両置場の申請でございまして、山林114平米と一体利用の計画でございまして。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

6番 契約内容は使用貸借、県外で借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして、宅地343.01平米と一体利用の計画でございまして。

7番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

8番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地62.41平米と一体利用の計画でございまして。なお、次のナンバー9が一体利用の関連案件でございまして。

9番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地62.41平米と一体利用の計画でございまして。なお、さきの8番が一体利用の関連案件でございまして。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、野球部員の増員に伴い既存野球場が手狭になったため申請地を買い受けて使用したいという野球グラウンドの申請でございます。原野126平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は売買、結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は賃貸借、県道の拡幅工事に伴い学生用駐車場の一部が利用できなくなるため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、社員用駐車場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

21番 契約内容は賃貸借、自動車整備業を営んでいるが車両置場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天車両置場の申請でございます。なお、次のナンバー22が一体利用地の関連案件でございます。

22番 契約内容は賃貸借、自動車整備業を営んでいるが車両置場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天車両置場の申請でございます。なお、さきのナンバー21が一体利用地の関連案件でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種住居地域でござ

います。

27番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

28番 契約内容は賃貸借、事業拡大に伴い資材置場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

29番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、さきにご審議いただきました16ページ、議案第4号ナンバー5が同一事業地の申請で提出されております。

30番 契約内容は売買、所有農地への進入路として申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございまして、原野1,048平米と一体利用の計画でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

32番 契約内容は売買、建築土木業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございまして、宅地75.30平米と一体利用の計画でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

33番 契約内容は売買、農地法の許可を得ずに使用している庭用地が他人の土地であることが判明したため買い受けて引き続き使用したいという庭用地の申請でございまして、宅地891.26平米と一体利用の申請でございます。

34番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月25日から令和6年12月24日の3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました賃貸借及び地上権設定の3条許可申請、議案書13ページ、14ページ、議案第3号ナンバー15、16が関連案件でございます。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は使用貸借、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地694.21平米と一体利用の申

請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、建設業を営んでいるが資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

44番 契約内容は売買、建築土木業を営んでいるが高崎方面での仕事が多いため申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございます。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は賃貸借、イチゴの収穫時期の従業員用駐車場として申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月22日から令和4年5月31日までの約5か月間でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、山林130平米、雑種地24平米と一体利用の計画でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、雑種地6.21平米と一体利用の計画でございます。なお、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、次の50番が一体利用の関連案件でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、さきの49番が一体利用の関連案件でございます。

51番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発

電設備設置用地の申請でございます。

52番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は賃貸借、鉄塔新設工事に伴い申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月23日から令和4年9月30日までの約9か月間でございます。

54番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月22日から令和13年12月21日までの10年間でございます。

57番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

58番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

60番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

61番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

62番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

63番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございまして、転用期間は令和3年12月23日から令和6年12月22日までの3年間でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては60件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー4から63番、一括して説明をしていただきました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑等ございましたら、お受けいたします。

皆さんのほうから質問等なければ、まず、3,000平米超えているのが3件あるのです。ナンバー19、大学の駐車場。続いてナンバー52の太陽光発電の場所。もう一つ、ナンバー63、黒土採取です。これが3,000平米を超えているということで、まず初めに、皆さんにお聞きいたします。これは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○22番飯野委員 はい。

○会長 どうぞ。

○22番飯野委員 すみません、22番、飯野なのですけれども、大変申し訳ないのですけれども、この件のこれについて現地を確認させていただきました。そしたら、現状はちょっと……

○会長 63の話ね。

○22番飯野委員 はい。黒土採取で。

○会長 ナンバー……

○22番飯野委員 63番です。はい。航空写真はやはりそうなっているのと、あと、梅林はもう何年も使用していないような状況でした。それで、また地権者さんにも話を聞いたところ、そういう事情なので、話し合ったので、お貸しをしたという話です。この中で、高崎市でも原木とか、原野とか、そういう耕作がなかなかできないような、そういうところについては農林課のほうで補助事業も行っているところであって、黒土採取についても、土は多少入れ替えるかもしれないけれども、既存の木がなくなるということで、また耕作はしやすくなると思っているところです。そういう中で、地権者ともいろいろ話している中で、業者さんとの話の中で、申請について同意の認めもしているのですけれども、手元に契約書とか何の書類もなくということが、今までも、これも聞いているのですけれども、ないのです。このことは、どうしても、私にしては、農家、地権者が後々不利益を被るという話になるかと思うのです。契約書というか、書類が何もないので。今後の、私も、課題というか、自分の感じているところでは、このような契約書を双方持ってもらうということが肝要かと思ったので、一言、発言なのですけれども、よろしく願いいたします。

○会長 今、お話合いがございまして、ただの口約束ということになっているのですか。

○22番飯野委員 そう、それが実態だと思います。

○会長 それで、一応この黒土採取で申請を出されているけれども、その業者と、また所有者とのその間の契約がきちんとしていないので、それをどうしたらよいかということですね。

○22番飯野委員 はい、そうですね。それが……

○会長 事務局、きちんとした、そういう書類で契約書ができるか。

○事務局 事務局のほうで回答させていただきますと、5条の契約に関しては特段契約書等の添付までは求められていないのが法律上の仕組みでございます。そちらは、あくまでも相対、譲渡人様と譲受人様が契約書を交わすなり、交わさないなりの判断はしていただくところでございます。我々

が、そちらで、その契約書があるかどうかまでは農地法の判断には含まれておりませんので、その点をご理解をいただければと思います。

○会長 今、事務局の説明があったとおり、事務局から強制的に、では、契約書をお互い作ってくださいと、そこまでは言えない。

○事務局 はい。

○22番飯野委員 今後の課題としてその辺を検討していただければいいかと思います。

○事務局 すみません、事務局なのですけれども、あくまでも、すみません、あくまでもですよ、譲受人様と譲渡人様の契約の内容になりますので、我々が強制的に契約書を交わせということは言えないということをご理解いただければと思います。民法上の契約になりますので、基本的には契約書を交わすのが当たり前のことなのかなと思いますけれども。それでも、こちら事務局として強制的に交わしてくださいということは言えないということです。ご理解のほどお願いいたします。

○22番飯野委員 私も、まさにそのとおりで契約書があつて当然だと思っていたのですけれども、なかったということなので、気づいたので、この前発言させてもらったところです。ですから、今後は、もうそれは一つの課題として検討していただき。自分も、そのような形で双方に話をしようと思っておりますけれども。

○会長 そうですよ。してもらえれば。

○22番飯野委員 はい。

○会長 そういうことも考えながら、動けるところまで動いてもらって、してもらうようにお願いします。

それでは、その3件農業委員会ネットワーク機構に許可相当として意見聴取してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 あと、そのほかの案件ありますけれども、それも許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第6号に移ります。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、まず初め、事務局ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は、被相続人の妻でございまして、相続開始年月日は、令和3年3月17日でござい

ます。なお、令和3年11月26日に佐藤勲農業委員と現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

これも、事務局と委員さんが現地を確認したという今報告がございました。異議がなければ、適格として証明するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 続きまして、ナンバー2に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 申請人は、被相続人の次女でございまして、相続開始年月日は、令和3年3月7日でございます。なお、11月24日に農地利用最適化推進委員の小池委員と現地調査を実施し、問題なく耕作管理されていることを確認いたしました。また、耕作に必要な機械等につきましても、問題ありませんでした。

簡単ではございますが、補足の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ナンバー2の説明が終わりました。説明の中できちんと管理、耕作されているという報告がございました。

皆さんから質疑等をお受けいたしますけれども、これも異議がなければ適格として証明いたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明とすることといたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項の第1号から第4号までです。事務局、報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種低層住居専用地域、ほか8件、合計9件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第2種住居地域、ほか35件、合計36件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか5件、合計6件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。また、46ページの1番、49ページの69番、50ページの70番から77番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。4条が15件、5条が71件、合計86件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年11月22日付で許可書を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 係長から報告事項をいただきました。

それでは、その他ということで、ほかに事務局、連絡事項、何か皆さんに伝えたいことがあったらお願いします。

ないですか。よろしいですか。

○事務局 はい。

○会長 今回をもって今年の総会が終了いたします。皆さんとは、先ほどちょっと挨拶の中でお話したとおり、農振除外の審議会ですか、協議会、23日にあります。保健センターです。間違えないようにしてください。

◎閉会の宣告

○会長 そういうことで、以上をもちまして第18回の農業委員会総会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時30分 閉会